

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第5条 津波による損傷の防止 (耐津波設計方針))

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230424-09	272	PPT39ページ) 1/2号炉補正の時期(③)について、先行審査実績も踏まえ、泊発電所として適切か検討の上、説明すること。 今の提示されたスケジュールでは1/2号の申請を取り下げを前提に整理されているような認識となる。1/2号が申請中ということは「審査の準備ができています」と規制側は受け止めているので、この点をよく確認すること。	R5. 4. 24	本日回答		1号及び2号炉の設置変更許可補正②の時期について、補正の準備ができ次第速やかに申請を行う旨を記載し、工程表にも反映した。	資料6-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について (津波防護対策に係る指摘事項回答)』 p. 3～7	
230424-29	283	資料1-3) 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表のNo.8について、3/30の審査会合で一部回答済みであることが記載されていないが、審査会合における指摘事項のうち、一部回答済みとして実施した内容、今後回答予定とするもの等を明示することにより、回答状況がわかるようにすること。	R5. 4. 24	本日回答		審査会合における指摘事項に対する回答一覧表のNo.8 (ID: 220929-07) について、3/30の審査会合で一部回答済みとして実施した内容、今後回答予定の内容について明確にした。	資料6-1『泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (第5条 津波による損傷の防止 (耐津波設計方針))』	
230515-03	285	資料1-1 29ページ) 津波来襲時の機能喪失等を想定しても、津波収束後に1/2号炉原子炉補機冷却海水ポンプの運転を再開することが可能か、1/2号炉が未適合炉であることも踏まえて記載の妥当性を確認し説明すること。	R5. 5. 15	本日回答		津波来襲時においては、1号及び2号炉原子炉補機冷却海水ポンプの運転には期待しないことから、保安規定第17条の2 (電源機能等喪失時の体制の整備) に基づく代替手段 (送水ポンプ車等) により使用済燃料ピットの冷却が可能である旨を記載した。	資料6-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について (津波防護対策に係る指摘事項回答)』 p. 31 資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r. 3. 20)』 p. 5条-別添1-添付31-11	
230522-04	288	資料2-2 19, 20ページ) 1/2号炉放水路に設置する逆流防止設備の閉塞を仮定した場合の評価について、現状の水位⇒逆流防止設備設置後の水位⇒図12の状況 (定常状態) の水位となる際の文章について、時間的な変化も含めてその過程が分かるよう記載を適正化し、説明すること。	R5. 5. 22	本日回答		1号及び2号炉放水路に設置する逆流防止設備の閉塞を仮定した場合の評価について、逆流防止設備の異常の検知までの放水ピット水位上昇プロセスを表で整理し、文章についても修正した。	資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r. 3. 20)』 p. 5条-別添1-添付32-19, 20, 21	
230522-07	289	資料2-1 31ページ) 技術的能力1.0で説明している可搬型大型送水ポンプ車等代替手段について、基準適合の観点から保有号炉の位置付け等を改めて確認し、説明すること。	R5. 5. 22	本日回答		1号及び2号炉の使用済燃料ピットの冷却については、保安規定第17条の2 (電源機能等喪失時の体制の整備) に基づく代替手段 (送水ポンプ車等) により行うことから、その旨記載を修正した。	資料6-1『泊発電所3号炉 耐津波設計方針について (津波防護対策に係る指摘事項回答)』 p. 31 資料6-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r. 3. 20)』 p. 5条-別添1-添付32-11	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。